

令和6年度周南市危険空き家解体事業補助金交付実施要領

周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

なお、この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

1 募集案内

周南市危険空き家解体事業補助金の募集は、市広報（5/1号）、市ホームページ、ケーブルテレビ、マスコミへの投げ込み及びデジタルサイネージにより行う。

2 申請受付

受付は住宅課窓口のみ、先着順（郵送・FAX・メール等不可）とする。

現地確認の受付期間及び申請受付期間については、3のとおりとし、現地確認を行って、要綱の要件に該当した場合は、申請していただくよう案内する。

※申請が10件に達した段階で、キャンセル待ち者を登録する。不交付決定及び取り下げの届出があった場合や、補助金の額の確定後に50万円以上の予算残がある場合は、キャンセル待ち者の現地確認を行う（募集期間内のみ）。

3 現地確認の受付期間、申請受付期間及び事業の完了期日

- (1) 現地確認の受付期間は、令和6年5月1日（水）から令和5年10月31日（木）までとする。
- (2) 申請受付期間は、令和6年5月31日（金）から令和6年10月31日（木）までとする。
- (3) 要綱第3条第1項に規定する市長が別に定める日は、令和7年1月31日（金）とする。この期日までに事業を完了し、完了の日から起算して30日以内に完了報告書を提出すること。

4 募集件数

10件程度（予算の範囲内。変更申請があることも想定し、申請が10件に達した時点で一旦受付終了。不交付決定及び取り下げの届出があった場合や、補助金の額の確定後に50万円以上の予算残がある場合は、募集期間内に限り、キャンセル待ち者に連絡する。）

5 現地確認

事前相談後、補助対象に該当する危険空き家であるか、市が現地確認を行い、判定した後、判定結果について後日相談者に知らせる。

6 別記要領様式

- ・別記要領様式第1号「周南市危険空き家解体事業補助金内訳書」

要綱別表第2の補助対象事業費及び補助金の額を確認する様式として添付を求める。
この様式は要綱第7条第1項第7号の市長が必要と認める書類とする。

- ・別記要領様式第2号「周南市危険空き家解体事業補助金交付申請同意書」
要綱第2条第2号エ（所有権以外の権利）、第2条第3号イ（危険空き家の存在する土地の所有者）、第5条第3号（不利益を受けるもの）において、同意を必要とする場合に使用する。
提出できない場合は、誓約書の提出をもって代えることができる。

7 定義

- ・道路・・・不特定多数の者が利用する道路とする。
- ・敷地・・・原則建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地とする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。